

下新川海岸マスタープラン検討委員会

設立趣意書 及び 規 約

平成18年6月8日

設立趣意書

下新川海岸マスタープラン検討委員会(仮称) 設立趣意(案)

近年の海岸域の利用ニーズの多様化や、自然環境保護への関心の高まりを受け、平成 11 年に海岸法が改正された。改正海岸法においては、防護に加えて環境・利用が法目的に加わったことや、広域的・総合的な観点からの海岸保全を推進することが提唱されており、下新川海岸を含む富山湾沿岸(新潟県鳥ヶ首岬～富山県・石川県境)においても「富山県海岸保全基本計画」が平成 15 年に策定された。このなかで下新川海岸(新潟県境～魚津市境)の整備方針も示されている。

下新川海岸は、全国でも侵食が特に顕著な海岸のひとつであることから昭和 33 年に国の直轄する海岸として指定され、離岸堤を始めとする侵食・高潮対策を継続的な調査・解析に基づいて実施し、海岸背後地の防護水準を向上させてきた。近年では整備が難しいとされる生地地先等の海底勾配が急峻な地先の保全対策について技術的委員会(下新川海岸保全検討委員会)の助言を受け、整備を進めているところである。

本委員会は、災害に強いだけでなく、地域にも愛される下新川海岸の創出のため、下新川海岸の直轄管理区域を対象とした海岸保全施設の具体的な整備計画および富山県管理海岸区域も含めた下新川海岸の総合的な土砂管理方針を地域の参画を得て提言としてとりまとめるものである。

下新川海岸マスタープラン検討委員会

委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「下新川海岸マスタープラン検討委員会」(以下「委員会」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、下新川海岸の海岸事業の実施にあたって、学術的見地及び地域の発展、より良い海岸域の創生、事業の円滑・効率的な実施の観点から、これを提言・助言することを目的とする。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は委員間の互選により選任し、委員会を統括する。
- 3 委員長および委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の参加を求めることができる。

(議事等)

第4条 委員会は、委員の発議を受け、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員長が議長となり議事を整理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所に置く。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

(附則)

この規約は、平成18年6月8日から施行する。